

特定寄附金を支出した場合の税額  
控除の計算に関する明細書

事業年度又は 連結事業年度	平成 平成	年 年	月 月	日 日	から まで	法人名	
------------------	----------	--------	--------	--------	----------	-----	--

第七号の三様式 (用紙日本工業規格A4) (附則第二条の六・第三条関係)

1. 特定寄附金に関する明細

支出した 特定寄附金 ①	寄附した年月日	寄附先	まち・ひと・しごと創生寄附 活用事業の事業名	特定寄附金の額
	計		②	

2. 特定寄附金額の按分の計算

適用する事業税の分割基準	1. 従業者数 2. 固定資産の価額	3. 事務所又は事業所数 4. 軌道の延長キロメートル数	5. 電線路の電力の容量
--------------	-----------------------	---------------------------------	--------------

	事業税		道府県民税・都民税	
	分割基準 (単位 = ) (イ)	按分後の 特定寄附金の額 (ロ)	従業者の数 (単位 = 人) (ハ)	按分後の 特定寄附金の額 (ニ)
本都道府県分 ③		円		円
③のうち東京都特別区分 ④				
③のうち東京都市町村分 ⑤				
合計 ⑥				

3. 特定寄附金税額控除額の計算

事業税			道府県民税・都民税		
特定寄附金の額 ②又は③の(ロ)	⑦	円	特定寄附金の額 ②又は③の(ニ)	⑫	円
控除額 ⑦×10/100	⑧		控除額 ⑫×5/100又は⑮+⑰	⑬	
控除対象事業税額 第6号様式④⑤ - 第6号様式④⑥	⑨	00	東京都に申告する 場合の⑬の計算	特別区分 特定寄附金の額 ②、③の(ニ)又は④の(ニ)	⑭
税額控除上限額 ⑨×20/100	⑩			特別区分 控除額 ⑭×20/100	⑮
控除額 ⑧と⑩のうち少ない額	⑪		市町村分 特定寄附金の額 ②、③の(ニ)又は⑤の(ニ)	⑯	
			市町村分 控除額 ⑯×5/100	⑰	
			控除対象法人税割額 第6号様式⑦ - 第6号の2様式③	⑱	
			税額控除上限額 ⑱×20/100	⑲	
			控除額 ⑬と⑲のうち少ない額	⑳	

(東京都の場合)





## 分割基準の修正に関する届出書

<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;">                 受付印             </div> 平成 年 月 日  殿	所在地及び 電話番号	(電話 )		
	(ふりがな) 法人名			
	法人番号			
更正の請求の対象となる事業年度	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで			
適用する分割基準	1. 従業者数      3. 事務所又は事業所数      5. 電線路の電力の容量 2. 固定資産の価額      4. 軌道の延長キロメートル数			
事務所又は事業所		分割基準		
名称	所在地	修正前	修正後	
合 計				
分割基準に誤りを生じた事情の詳細				

第十号の二様式 (用紙日本工業規格 A4) (第六条の四関係)



## 第16号の9様式記載要領

- この申告書は、法第122条の規定により自動車取得税の納付に関し申告等を行う場合、また、法第152条第1項の規定により自動車税の賦課徴収に関し申告又は報告を行う場合に使用すること。
- 「申告区分」及び「取得原因」の各欄には、該当する項目の番号を右の枠内に記入すること。また、「申告区分」の欄で「7. 変更」に該当する場合には、番号を記入するほか、（ ）内の該当項目を○で囲むこと。
- 「課税区分」の欄には、該当する項目の番号を「自動車取得税」及び「自動車税」の各枠内に記入すること。また、移転登録による自動車税の課税対象外、本人持ち込みにより他の都道府県から転入する場合の自動車取得税の課税対象外等、1から6までの項目に該当しない場合には、「7. その他」を選択し（ ）内にその詳細を記入すること。
- 「登録（取得・変更・廃車等）年月日」、「初度登録年月（初度検査年）」及び「生年月日」の各欄のうち年号の部分には、該当する項目の番号を枠内に記入すること。
- 「用途」、「種別」、「営・小区分」、「燃料の種類」、「所有形態」、「グリーン化特例」の各欄には、該当する項目の番号を枠内に記入すること。
- 「用途」の欄で「07. バス（その他）」又は「09. 特種用途自動車」に該当する場合及び「燃料の種類」又は「所有形態」の各欄で「その他」に該当する場合は、（ ）内にその詳細を記入すること。
- 「納税（申告・報告義務者）」の欄の「住所又は所在地」には、上段に都道府県、市町村名、番地までを記入すること。また、納税義務者等がビル等に入居している場合又は同居人である場合には、下段の枠内に、ビル等の名称のほかには棟号室、室番号又は○□様方のように、郵便物が確実に届くように記入すること。なお、「氏名又は名称」の欄の右端の「印」位置に、必ず押印すること。
- 「乗車定員」及び「最大積載量」の各欄には、貨客兼用車等であるため乗車定員及び最大積載量がそれぞれ複数ある場合、（ ）内にはいずれか大きい方の乗車定員とこれに係る最大積載量を記入すること。
- 「車体の形状」の欄には、自動車検査証の「車体の形状」の欄に記載された形状を記入すること。
- 「長さ」、「幅」及び「高さ」の各欄には、特種用途自動車の場合のみ記入すること。
- 「取得前の用途」の欄には、他から自動車の譲渡を受けた場合など、今回の申告以前も当該自動車が所有されていた場合においてその用途について該当する項目の番号を枠内に記入し、併せて初度登録年月（初度検査年）からの経過年数を記入すること。また、「3. その他」に該当する場合には、（ ）内にその詳細を記入すること。
- 「エコカー減税」の欄には、次のうち、該当する項目の番号又は記号を枠内に記入すること。（バリアフリー、ＡＳＶ特例にも該当する場合は、「エコカー減税」又は「バリアフリー、ＡＳＶ特例」のうち、適用を受けようとする一方のみ記入すること。）
  - 電気自動車、天然ガス自動車（30年排出ガス基準適合（3.5t以下の自動車）又は21年排出ガス基準10%低減（非課税）……1（ろ）プラグインハイブリッド自動車（非課税）……2（は）クリーンディーゼル乗用車（30年排出ガス基準適合又は21年排出ガス基準適合）（非課税）……3（に）30年排出ガス基準50%低減又は17年排出ガス基準75%低減かつ32年度燃費基準＋40%達成ガソリン車（乗用車）（非課税）……4（ほ）30年排出ガス基準50%低減又は17年排出ガス基準75%低減かつ32年度燃費基準＋30%達成ガソリン車（乗用車）（非課税）……5（へ）30年排出ガス基準50%低減又は17年排出ガス基準75%低減かつ32年度燃費基準＋10%達成ガソリン車（乗用車）（40/100税率）……6（と）30年排出ガス基準50%低減又は17年排出ガス基準75%低減かつ32年度燃費基準＋10%達成ガソリン車（乗用車）（60/100税率）……7（ち）30年排出ガス基準50%低減又は17年排出ガス基準75%低減かつ32年度燃費基準達成ガソリン車（乗用車）（80/100税率）……8（り）30年排出ガス基準50%低減又は17年排出ガス基準75%低減かつ27年度燃費基準＋10%達成ガソリン車（乗用車）（80/100税率）……A（ぬ）30年排出ガス基準50%低減又は17年排出ガス基準75%低減かつ32年度燃費基準＋40%達成L P G車（乗用車）（非課税）……B（る）30年排出ガス基準50%低減又は17年排出ガス基準75%低減かつ32年度燃費基準＋30%達成L P G車（乗用車）（非課税）……C（を）30年排出ガス基準50%低減又は17年排出ガス基準75%低減かつ32年度燃費基準＋20%達成L P G車（乗用車）（40/100税率）……E（わ）30年排出ガス基準50%低減又は17年排出ガス基準75%低減かつ32年度燃費基準＋10%達成L P G車（乗用車）（60/100税率）……F（か）30年排出ガス基準50%低減又は17年排出ガス基準75%低減かつ32年度燃費基準達成L P G車（乗用車）（80/100税率）……H（よ）30年排出ガス基準50%低減又は17年排出ガス基準75%低減かつ27年度燃費基準＋25%達成ガソリン車（2.5t以下バス・トラック）（非課税）……K（た）30年排出ガス基準50%低減又は17年排出ガス基準75%低減かつ27年度燃費基準＋20%達成ガソリン車（2.5t以下バス・トラック）（20/100税率）……L（れ）30年排出ガス基準50%低減又は17年排出ガス基準75%低減かつ27年度燃費基準＋15%達成ガソリン車（2.5t以下バス・トラック）（40/100税率）……M（ぞ）30年排出ガス基準50%低減又は17年排出ガス基準75%低減かつ27年度燃費基準＋10%達成ガソリン車（2.5t以下バス・トラック）（60/100税率）……N（ろ）30年排出ガス基準50%低減又は17年排出ガス基準75%低減かつ27年度燃費基準＋5%達成ガソリン車（2.5t以下バス・トラック）（80/100税率）……P（ね）30年排出ガス基準50%低減又は17年排出ガス基準75%低減かつ27年度燃費基準＋15%達成ガソリン車（2.5t超3.5t以下バス・トラック）（非課税）……R（な）30年排出ガス基準50%低減又は17年排出ガス基準75%低減かつ27年度燃費基準＋10%達成ガソリン車（2.5t超3.5t以下バス・トラック）（25/100税率）……T（ら）30年排出ガス基準50%低減又は17年排出ガス基準75%低減かつ27年度燃費基準＋5%達成ガソリン車（2.5t超3.5t以下バス・トラック）（50/100税率）……U（む）30年排出ガス基準50%低減又は17年排出ガス基準75%低減かつ27年度燃費基準達成ガソリン車（2.5t超3.5t以下バス・トラック）（75/100税率）……W（ろ）30年排出ガス基準50%低減又は17年排出ガス基準75%低減かつ27年度燃費基準＋10%達成ガソリン車（2.5t超3.5t以下バス・トラック）（50/100税率）……X（の）30年排出ガス基準25%低減又は17年排出ガス基準50%低減かつ27年度燃費基準＋5%達成ガソリン車（2.5t超3.5t以下バス・トラック）（75/100税率）……エ（お）30年排出ガス基準適合又は21年排出ガス基準10%低減かつ27年度燃費基準＋15%達成ディーゼル車（2.5t超3.5t以下バス・トラック）（非課税）……オ（こ）30年排出ガス基準適合又は21年排出ガス基準10%低減かつ27年度燃費基準＋10%達成ディーゼル車（2.5t超3.5t以下バス・トラック）（25/100税率）……カ（や）30年排出ガス基準適合又は21年排出ガス基準10%低減かつ27年度燃費基準＋5%達成ディーゼル車（2.5t超3.5t以下バス・トラック）（50/100税率）……キ（ま）30年排出ガス基準適合又は21年排出ガス基準10%低減かつ27年度燃費基準達成ディーゼル車（2.5t超3.5t以下バス・トラック）（75/100税率）……コ（け）21年排出ガス基準適合かつ27年度燃費基準＋15%達成ディーゼル車（2.5t超3.5t以下バス・トラック）（25/100税率）……サ（ふ）21年排出ガス基準適合かつ27年度燃費基準＋10%達成ディーゼル車（2.5t超3.5t以下バス・トラック）（50/100税率）……シ（こ）21年排出ガス基準適合かつ27年度燃費基準＋5%達成ディーゼル車（2.5t超3.5t以下バス・トラック）（75/100税率）……ス（え）28年排出ガス基準適合又は21年排出ガス基準10%低減かつ27年度燃費基準＋15%達成ディーゼル車（3.5t超バス・トラック）（非課税）……セ（て）28年排出ガス基準適合又は21年排出ガス基準10%低減かつ27年度燃費基準＋10%達成ディーゼル車（3.5t超バス・トラック）（25/100税率）……タ（あ）28年排出ガス基準適合又は21年排出ガス基準10%低減かつ27年度燃費基準＋5%達成ディーゼル車（3.5t超バス・トラック）（50/100税率）……ヒ（さ）28年排出ガス基準適合又は21年排出ガス基準10%低減かつ27年度燃費基準達成ディーゼル車（3.5t超バス・トラック）（75/100税率）……ホ
- 「中古車特例」の欄には、特例の適用を受けようとするか否かについて、該当する項目を○で囲むこと。特例の適用を受けようとする場合は、上記12（い）～（の）、（え）～（さ）のうち、該当する項目の番号又は記号を枠内に記入すること。（ただし、「非課税」は「45万円控除」に、「20/100税率」又は「25/100税率」は「35万円控除」に、「40/100税率」又は「50/100税率」は「25万円控除」に、「60/100税率」又は「75/100税率」は「15万円控除」に、「80/100税率」は「5万円控除」に読み替える。また、（え）～（さ）については、ディーゼルハイブリッド車のみを対象とする。）

また、「中古車特例」において、上記12（に）～（り）、（よ）～（つ）のうち、J C08モード燃費値を算定していない自動車について、「32年度燃費基準＋40%達成」は「22年度燃費基準＋110%達成」に、「32年度燃費基準＋30%達成」は「22年度燃費基準＋95%達成」に、「32年度燃費基準＋20%達成」は「22年度燃費基準＋80%達成」に、「32年度燃費基準＋10%達成」は「22年度燃費基準＋65%達成」に、「32年度燃費基準達成」は「22年度燃費基準＋50%達成」に、「27年度燃費基準＋25%達成」は「22年度燃費基準＋57%達成」に、「27年度燃費基準＋20%達成」は「22年度燃費基準＋50%達成」に、「27年度燃費基準＋15%達成」は「22年度燃費基準＋44%達成」に、「27年度燃費基準＋10%達成」は「22年度燃費基準＋38%達成」に、「27年度燃費基準＋5%達成」は「22年度燃費基準＋32%達成」に読み替えるものとする。
- 「エコカー減税」又は「中古車特例」の適用を受けようとする場合で、12の（に）～（さ）のいずれかに該当する場合は「燃費」の欄に燃費値を記入すること。

また、貨物自動車の場合には、「変速装置」の欄について該当する項目を○で囲むこと。

なお、「構造」の欄については、貨物自動車のうち軽自動車については「A」又は「B」を、車両総重量1.7t超3.5t以下の貨物自動車については「A」、「B1」又は「B2」のいずれか該当する項目を選択すること。「A」は次の要件のいずれにも該当する場合をいい、「A」以外の場合を「B」、「B」のうち（ろ）に掲げる要件に該当する場合を「B1」、「B」のうち「B1」以外のものを「B2」という。

  - 最大積載量を車両総重量で除した値が0.3以下となるものであること。
  - 乗車装置及び物品積載装置が同一の車室内に設けられており、かつ、当該車室と車体外とを固定された屋根、窓ガラス等の隔壁により仕切られるものであること。

（は）運転室の前方に原動機を有するものであること。
- 「バリアフリー、ＡＳＶ特例」の欄には、特例の適用を受けようとするか否かについて、該当する項目を○で囲むこと。特例の適用を受けようとする場合は、次のうち、該当する項目の番号又は記号を枠内に記入すること。（エコカー減税にも該当する場合は、「エコカー減税」又は「バリアフリー、ＡＳＶ特例」のうち、適用を受けようとする一方のみ記入すること。）
  - ノンステップバス（1,000万円控除）……1（ろ）リフト付きバス（乗車定員30人以上）（650万円控除）……2（は）リフト付きバス（乗車定員30人未満）（200万円控除）……3（に）ユニバーサルデザインタクシー（100万円控除）……4（ほ）ＡＳＶ（衝突被害軽減ブレーキ搭載車両）（3.5t超8t以下トラック）（350万円控除）……5（へ）ＡＳＶ（衝突被害軽減ブレーキ搭載車両）（8t超20t以下トラック）（350万円控除（H30.10.31まで））……6（と）ＡＳＶ（衝突被害軽減ブレーキ搭載車両）（5t以下かつ乗車定員10人以上で立席のないバス等）（350万円控除）……7（ち）ＡＳＶ（衝突被害軽減ブレーキ搭載車両）（5t超12t以下かつ乗車定員10人以上で立席のないバス等）（350万円控除）……8（り）ＡＳＶ（車両安定性制御装置搭載車両）（3.5t超8t以下トラック）（350万円控除）……A（ぬ）ＡＳＶ（車両安定性制御装置搭載車両）（8t超20t以下トラック）（350万円控除（H30.10.31まで））……B（る）ＡＳＶ（車両安定性制御装置搭載車両）（5t超12t以下かつ乗車定員10人以上で立席のないバス等）（350万円控除）……C（を）ＡＳＶ（衝突被害軽減ブレーキ及び車両安定性制御装置搭載車両）（3.5t超8t以下トラック）（525万円控除）……E（わ）ＡＳＶ（衝突被害軽減ブレーキ及び車両安定性制御装置搭載車両）（8t超20t以下トラック）（525万円控除（H30.11.1以降350万円控除））……F（か）ＡＳＶ（衝突被害軽減ブレーキ及び車両安定性制御装置搭載車両）（20t超22t以下トラック）（350万円控除（H30.10.31まで））……K（ら）ＡＳＶ（衝突被害軽減ブレーキ及び車両安定性制御装置搭載車両）（5t超12t以下かつ乗車定員10人以上で立席のないバス等）（525万円控除）……L（た）ＡＳＶ（車線逸脱警報装置搭載車両）（12t超かつ乗車定員10人以上で立席のないバス等）（175万円控除）……M
- 「現実の取得価額」の欄には、法第118条第2項第1号に規定する無償による取得又は譲渡者が親族等である場合の取得、その他特別の事情による取得等である、取得価額が通常の取引価額と異なる場合に記入すること。
- 「取得価額」の欄には、法第118条に規定する取得価額を記入すること。
- 「取得価額」の欄の「付加物の内訳」には、自動車に付加して一体となっているステレオ、アルミホイール等、具体的な付加物の名称とその金額を記入すること。
- 「グリーン化特例」の欄には、平成28年度に新車新規登録された自動車については、4から6までのうち該当する項目の番号を記入すること。

なお、「PHV」はプラグインハイブリッド自動車のことを、「CD乗用車」はクリーンディーゼル乗用車のことをいう。

表

第十六号の三十の二様式 (用紙日本工業規格A4) (附則第四条の七関係)

<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;">                 受付印             </div> <p>平成 年 月 日</p> <p>知事殿</p>	免税軽油使用者の住所又は事務所若しくは事業所所在地					
	免税軽油使用者の氏名又は名称		®			
	業種					
	免税軽油使用者証の番号		道府県第 号			
	この報告に应答する係及び氏名並びに電話番号		(電話 )			
免税軽油の引取り等に係る報告書						
報告対象期間		平成 年 月 日から平成 年 月 日まで				
免税軽油の引取りに関する事実及びその数量 (引取りの事実 有・無)		免税軽油の引渡しを行った販売業者の事務所又は事業所所在地及び氏名又は名称		免税軽油の引取りに際して販売業者に提出した免税証に関する事項		
引取年月日	引取数量(ア)			種類	枚数	免税証の記号及び番号
	リットル			リットル券		～
[ ]		[ ]				～
[ ]		[ ]				～
[ ]		[ ]				～
[ ]		[ ]				～
[ ]		[ ]				～
[ ]		[ ]				～
[ ]		[ ]				～
[ ]		[ ]				～
[ ]		[ ]				～
報告対象期間の初日の前日における免税軽油の保有数量				(イ)	リットル	
報告対象期間に引取りを行った免税軽油の数量の合計				(ウ)	リットル	
報告対象期間に使用した免税軽油の数量の合計				(エ)	リットル	
報告対象期間に法附則第12条の2の7第5項に規定する譲渡を行った免税軽油の数量の合計				(A)	リットル	
報告対象期間に法附則第12条の2の7第6項に規定する譲渡を行った免税軽油の数量の合計				(B)	リットル	
報告対象期間における滅失等による免税軽油の欠減量				(オ)	リットル	
報告対象期間の末日における免税軽油の保有数量 (イ)+(ウ)-(エ)-(A)-(B)-(オ)				(カ)	リットル	

## 裏

免税軽油の数量(使用の事実有・無) その数量(使用の事実有・無) の 使用に関する事実及び	機械、車両又は 設備名(番号)	左記の機械、車両又は 設備の使用地	免税軽油の 使用数量(キ)	稼働日数	稼働時間
	No.		リットル	日	時間
	No.				
	No.				
	No.				
	No.				
合 計					
法附則第12条の2の7第5項に規定する譲渡に関する事実及びその数量 (譲渡の事実 有・無) (C)			リットル		
法附則第12条の2の7第6項に規定する譲渡に関する事実及びその数量 (譲渡の事実 有・無)			譲渡した数量(D)	譲渡年月日	譲渡先の名称
			リットル		
合 計					
報告対象 期間の末 日におけ る免税証 の保有状 況	種 類	枚 数	種 類	枚 数	
	リットル券	枚	リットル券	枚	



## 第 16 号の 30 の 2 様式記載要領

- 1 この報告書は、免税軽油使用者証の交付を受けた者が地方税法（以下「法」という。）附則第 12 条の 2 の 7 第 5 項又は第 6 項に規定する譲渡を行い、法第 144 条の 27 第 1 項の規定により報告書を提出する場合に使用し、法附則第 12 条の 2 の 7 第 5 項又は第 6 項に規定する譲渡を行った翌月末日までに（法第 144 条の 27 第 2 項の規定により異なる提出期限が定められている場合には、当該期限までに）、当該免税軽油使用者証を交付した道府県知事に 1 通提出すること。
- 2 法第 144 条の 21 第 2 項後段の規定により二人以上の者が代表者を定めて免税軽油使用者証の交付を受けた場合には、それぞれの免税軽油使用者ごとに報告書を作成すること。
- 3 「免税軽油の引取りに関する事実及びその数量」欄中の「引取年月日」欄には免税軽油の現実の納入を受けた年月日を記載すること。なお、免税証の提出日が免税軽油の納入を受けた日と異なる場合は当該提出日を括弧内に記載すること。
- 4 「免税軽油の引渡しを行った販売業者の事務所又は事業所所在地及び氏名又は名称」欄には、免税軽油使用者が実際に免税軽油の引取りを行った販売業者の事務所又は事業所所在地及び氏名又は名称を記載すること。なお、免税証に記載された販売業者と異なる販売業者から免税軽油の引取りを行った場合には当該免税証に記載された販売業者の事務所又は事業所所在地及び氏名又は名称を括弧内に記載すること。
- 5 「報告対象期間内の初日の前日における免税軽油の保有数量（イ）」欄の数量は、前回提出した免税軽油の引取り等に係る報告書の「報告対象期間の末日における免税軽油の保有数量（カ）」欄の数量と一致するものであること。
- 6 「報告対象期間に引取りを行った免税軽油の数量の合計（ウ）」欄には、「免税軽油の引取りに関する事実及びその数量」欄中「引取数量（フ）」欄の合計数量を記載すること。
- 7 「報告対象期間に使用した免税軽油の数量の合計（エ）」欄の数量は、「免税軽油の使用に関する事実及びその数量」欄中「免税軽油の使用数量（キ）」の「合計」欄の数量と一致するものであること。
- 8 「報告対象期間に法附則第 12 条の 2 の 7 第 5 項に規定する譲渡を行った免税軽油の数量の合計（A）」欄の数量は、「法附則第 12 条の 2 の 7 第 5 項に規定する譲渡に関する事実及びその数量（C）」欄の数量と一致するものであること。
- 9 「報告対象期間に法附則第 12 条の 2 の 7 第 6 項に規定する譲渡を行った免税軽油の数量の合計（B）」欄の数量は、「法附則第 12 条の 2 の 7 第 6 項に規定する譲渡に関する事実及びその数量」欄中「譲渡した数量（D）」の「合計」欄の数量と一致するものであること。
- 10 「免税軽油の使用に関する事実及びその数量」欄中「機械、車両又は設備名（番号）」欄には、免税軽油使用者証に記載された機械、車両又は設備名の番号のみを記載すること。
- 11 「免税軽油の使用に関する事実及びその数量」欄中「免税軽油の使用数量（キ）」欄には、機械、車両又は設備に装着された計量器等によって把握される実際の軽油の使用数量（消費数量）を記載すること。ただし、使用数量の把握が困難な場合にあっては、当該機械、車両又は設備への給油数量をもってその使用数量として差し支えないものであること。
- 12 「法附則第 12 条の 2 の 7 第 6 項に規定する譲渡に関する事実及びその数量」欄中「譲渡先の名称」欄には、譲渡を行った相手方の締約国の軍隊の名称を記載すること。
- 13 「報告対象期間の末日における免税証の保有状況」欄には、報告対象期間の末日において有する免税証の種類及び枚数を記載すること。
- 14 この報告書には、免税軽油の引取り日、引取数量及び当該免税軽油の引渡しを行った販売業者の氏名又は名称を証するに足る書類、法附則第 12 条の 2 の 7 第 6 項に規定する譲渡を行った数量及び当該譲渡を行った相手方の締約国の軍隊の名称を証するに足る書類並びに道府県知事が特に必要と認める書類を必ず添付すること。

## 備 考

「免税軽油の引取りに関する事実及びその数量」、「免税軽油の引渡しを行った販売業者の事務所又は事業所所在地及び氏名又は名称」、「免税軽油の引取りに際して販売業者に提出した免税証に関する事項」、「免税軽油の使用に関する事実及びその数量」及び「法附則第 12 条の 2 の 7 第 6 項に規定する譲渡に関する事実及びその数量」の欄は必要に応じ別業として増やすことができる。

--	--

申告区分	1. 新規取得(新車)	2. 新規取得(中古車)	3. 移転
	4. 転入	5. 転出	6. 抹消
	7. 変更(使用者・住所・氏名・定置場・番号・構造・用途・軽自動車の所有者)		
	8. その他( )		

取得原因	1. 売買	2. 相続
	3. 贈与	4. 所有権留保解除
	5. その他( )	

### 軽自動車税申告書(報告書)

市町村長 殿

次のとおり申告(報告)します。 平成 年 月 日

車両番号	運輸支局等	車種区分	かな	番号	旧車両番号	運輸支局等	車種区分	かな	番号	取得・変更・廃車等年月日		初度検査(届出)年月	
	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>		<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	年号 <input type="text"/> 3.昭和 <input type="text"/> 4.平成 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日	年号 <input type="text"/> 3.昭和 <input type="text"/> 4.平成 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日	

納税(申告・報告)義務者	住所又は所在地	〒 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> - <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> (都道府県、市町村名、番地までを記入)
	(ビル、アパート、マンション及び棟室番号を左詰で記入)	<input type="text"/>
	(フリガナ)氏名又は名称	<input type="text"/> (印)
	生年月日	年号 <input type="text"/> (1. 明治 2. 大正 3. 昭和 4. 平成) <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日
	電話番号	<input type="text"/> (左詰で記入)

所有者	住所又は所在地	(フリガナ)氏名又は名称
使用者	住所又は所在地	(フリガナ)氏名又は名称
旧所有者	住所又は所在地	氏名又は名称
旧使用者	住所又は所在地	氏名又は名称

用途	01. 乗用車 02. トラック(貨物)		09. 特殊用途自動車( ) 10. その他( )		
種別	2. 小型 <input type="checkbox"/>	営・自区分	1. 営業用 <input type="checkbox"/>	2. 自家用 <input type="checkbox"/>	
乗車定員	人 ( 人)	最大積載量	kg ( kg)	車両重量	kg
原動機の型式	長さ	幅	高さ	総排気量又は定格出力	kw
	cm	cm	cm		

車名(通称名)	型式	車台番号	類別区分番号
主たる定置場 ※ ( ) 内は旧主たる定置場所現在の市町村名を記入 ( )			
車検有効期限			
平成 年 月 日			

所有形態	1. 自己所有 2. 所有権留保 3. 商品車 4. リース車 5. 譲渡担保 6. その他( )
------	---

申告外・報告者	住所又は所在地	氏名又は名称	電話番号
報告該義務者に			( )

軽自動車の車特税例の	1. 電気・天然ガス(30年排出ガス基準適合又は21年排出ガス基準10%低減) 2. 30年排出ガス基準50%低減又は17年排出ガス基準75%低減かつ32年度燃費基準+30%達成の乗用車 3. 30年排出ガス基準50%低減又は17年排出ガス基準75%低減かつ32年度燃費基準+10%達成の乗用車 4. 30年排出ガス基準50%低減又は17年排出ガス基準75%低減かつ27年度燃費基準+35%達成のトラック(貨物) 5. 30年排出ガス基準50%低減又は17年排出ガス基準75%低減かつ27年度燃費基準+15%達成のトラック(貨物)
------------	---

※この欄には記入しないこと。

第三十三号の四様式(用紙日本工業規格A4)(第十六条関係)

#### 第33号の4様式記載要領

- 1 この申告書は、法第447条第1項の規定により軽自動車税の賦課徴収に関し申告又は報告を行う場合に使用すること。
- 2 「申告区分」及び「取得原因」の各欄には、該当する項目の番号を右の枠内に記入すること。  
また、「申告区分」の欄で「7. 変更」に該当する場合には、番号を記入するほか、（ ）内の該当項目を○で囲むこと。
- 3 「取得・変更・廃車等年月日」、「初度検査(届出)年月」及び「生年月日」の各欄のうち年号の部分には、該当する項目の番号を枠内に記入すること。
- 4 「納税（申告・報告）義務者」の欄の「住所又は所在地」には、上段に都道府県、市町村名、番地までを記入すること。  
また、納税義務者等がビル等に入居している場合又は同居人である場合には、下段の枠内に、ビル等の名称のほか棟号数、室番号又は〇〇様方のように、郵便物が確実に届くように記入すること。  
なお、「氏名又は名称」の欄の右端の「印」位置に、必ず押印すること。
- 5 「用途」、「種別」、「営・自区分」、「燃料の種類」、「所有形態」の各欄には、該当する項目の番号を枠内に記入すること。
- 6 「用途」の欄で「09. 特種用途自動車」に該当する場合及び「燃料の種類」又は「所有形態」の各欄で「その他」に該当する場合は、（ ）内にその詳細を記入すること。
- 7 二輪の小型自動車又は二輪若しくは三輪の軽自動車については、「用途」の欄の「10. その他」を選択し、（ ）内に「二輪」又は「三輪」と記入すること。
- 8 「車体の形状」の欄には、自動車検査証の「車体の形状」の欄に記載された形状を記入すること。
- 9 「乗車定員」及び「最大積載量」の各欄には、貨客兼用車等であるため乗車定員及び最大積載量がそれぞれ複数ある場合、（ ）内にはいずれか大きい方の乗車定員とこれに係る最大積載量を記入すること。
- 10 「長さ」、「幅」及び「高さ」の各欄には、特種用途自動車の場合のみ記入すること。
- 11 「軽自動車税の税率の特例」の欄には、該当する項目の番号を枠内に記入すること。